

人口問題審議会の人口資質向上対策に関する決議

厚生省人口問題審議会（会長永井 亨博士）は、その第2特別委員会（委員長福田邦三博士）において昭和35年より、わが国人口資質の向上対策について審議を重ねてきたが、このほど成案を得て、昭和37年7月12日同特別委員会ならびに総会においてこれを決議し、その趣旨に沿って施策を実施するよう政府に要望した。その全文を掲げれば以下のとおりである。

なお、これよりさき財団法人人口問題研究会は、その人口対策委員会の人口の量的、質的調整に関する特別委員会（委員長寺尾塚磨博士）において審議した「人口資質向上に関する対策要綱」を昭和37年5月決議し、政府に建議している（本誌第85号参照）。

人口資質向上対策に関する決議

（昭37. 7. 12）

前 文

人口資質の向上対策は、恒常的重要性をもつものであって、すでに厚生省をはじめとして関係各省の諸施策は、幾多の実績をおさめている。それにもかかわらず、ここにいっそう積極的な資質向上対策の推進を要請し、そのあり方について所見を明らかにするのは、ひとえに次に示す理由によるものである。

- 1 経済成長政策は、すべての国民が健康で文化的な生活を営む福祉国家を実現するための手段であるが、経済活動のいない手は人間であり、体力、知力および精神力の優秀な人間にまつのでなければ、経済成長政策は所期の目的を達成しえないであろう。

わが国民の熟練的技能の優秀性と勤勉性は、戦後の経済復興に大きな貢献をしたが、今後、世界の経済交流が自由化するにつれますます技術革新が進むであろう。この技術革新に即応することのできる優秀な精神および肉体をもつ人間を育成するためには、特に学校教育ないし社会教育の充実にまつべき点が少なくないが、同時に人間能力の開発にはその基本的前提である人口資質の向上とその基礎条件の整備に留意しなければならない。

しかし、現在のわが国においては、経済開発に重点が傾きすぎて、社会開発あるいは保健福祉の向上を軽視するきらいがある。

- 2 わが国の人口動態は、戦前の多産多死型から少産少死型に急速に移行したために、人口構造は必然的に変化し、人口のなかに占める若壮年人口の割合は加速度的に減少するものと予測される。

次の世代に、社会活動の中核に立つべき若壮年人口の割合が減少することは、現に先進国が当面している労働人口不足の悩みを、将来、わが国も経験する危険をはらんでいる。

しかし、いま、雇用構造が近代化されず、労働力の適正有効な配置がなされていないわが国の現状をかえりみれば、フランスの人口増加政策に追随することは必ずしも賢明であるとは考えられないので、全年齢層を通じて、ことに若壮年人口の死亡率を極力引き下げるとともに、体力、知力および精神力において優秀な人間を育成することによって、将来の労働人口不足に対処する必要がある。

さらに、人口構成において、欠陥者の比率を減らし、優秀者の比率を増すように配慮することは、国民の総合的能力の向上のための基本的要請である。

対 策

- 1 健康と体力——精神力を含めて——の増進ならびに体質の改善

健康で、しかもすぐれた体力——精神力を含めて——は、人間自体の福祉と社会活動の基盤である。健康と体力の増進は、教育とならんで最も重要な資質向上対策であり、人間能力開発の前提である。

今こころみに死亡率をみれば、すでに著しく改善され、欧米先進国の水準に到達するにいたった。しかし、これらの国々は、わが国より高齢人口の占める割合が多く、このような人口の年齢構成の差異を考慮するな

らば、わが国の死亡率はいまだ満足すべき状態ではない。現に年齢別死亡率をみても、いずれの年齢においても、欧米先進国のそれとくらべて、なおそん色がみとめられる。

このことは、死亡率改善の余地があることを示すものであって、今後、医療対策にとどまらず、疾病の予防対策を一段と強化する必要がある。

国民の健康と体力を増進させ、ひいては、国際的に比肩するに足る人口資質の育成を図るには、死亡対策だけでは十分でないのであって、積極的に健康増進と体力強化の対策を講ずる必要がある。このために、胎児から高年齢層にいたるまで、全人口を通じて、健康増進のための施策を体系的に整備し、栄養改善、体力育成、精神衛生などの指導を効果的に行なうべきである。

なお、国民の健康と体力の問題に関連して、健全な肉體や精神をむしばみ、資質向上への意欲さえ失わせる恐れべき麻薬中毒に対し、この際抜本的措置をとり、その絶滅を期するよう努力すべきであり、このことは、わが国人口の資質向上のため一日もゆるがせにできない問題と考える。

2 幼少人口の健全育成

幼少人口は、将来の経済活動と社会発展にない手であるから、その健全育成政策は特に重視する必要がある。児童福祉行政も、この観点から次の諸点に留意して推進されるべきである。

(イ) 乳幼児、妊産婦対策の推進

乳児死亡率は、戦後、大いに改善されたが、欧米先進国にくらべると、なお改善の余地が少なくない。

幼少児死亡率の改善は、乳児死亡率の改善にくらべてはるかにおくれている。主要原因の一つは、幼少児に見られる事故死のひん兪であって、1歳～14歳における死因の第1位は、不慮の事故死である。交通事故死や水死から幼少児の生命を守るのでなければ、幼少児の死亡率改善は所期の目的を達成しえないであろう。

幼少児の事故死を防止するには、保護者のもとより社会一般の慎重な保護監督を必要とするとともに、児童遊園など安全な遊び場を確保すべきであり、なお、家族制度の近代化、婦人の職場進出、農村労働人口の女性化などの現状にかんがみ、乳幼児の心身の健全な発達を図るため、農村、都市をとわず、保育所の増設等乳幼児保育対策の強化が必要である。また、幼児においては、疾病による死亡率も決して満足すべき状態ではない。幼児のいっせい健診の徹底をはじめ、公衆衛生施策をこれらの年齢層に十分浸透させることが必要である。

さらに、農村における乳幼児死亡率が都市のそれにくらべて高率である点にかんがみ、農民の生活に直結した保健婦のネットワークを確立するとともに、保健福祉サービスの提供について公私の協力をえて、その推進体制を樹立すべきである。

妊産婦死亡率も、欧米先進国にくらべて、なお相当に高率である。また人工妊娠中絶が依然としてひんばんに行なわれており、人命尊重、母体の健康保持の面からもきわめて憂慮すべき傾向にある。このような事情にかんがみ、妊娠中毒、分べんに伴う出血、子宮外妊娠等妊産婦の死亡の主要な原因に対する施策を強化するとともに、人命尊重、母体保護の見地から人工妊娠中絶の乱用を追放し、計画的な受胎調節による合理的な家族計画の推進および助産対策の強化に努めなければならない。

ことに、妊娠中毒は、精神薄弱児出生の要因の一つとなることが多いとみられるので、この見地からも、妊産婦対策を強化することが必要である。

(ロ) 少年非行対策の推進

少年の非行件数は、近年、増加の傾向が著しく、ことに14歳以下の少年の非行の増加はまことに憂慮すべき状態である。少年の非行問題は単に警察の取り締まりによって解決できる性質のものではない。少年をして非行に向かわせる原因の一つは、健全な遊び場の不足と不良文化財のはんらんであるといつてよい。いいかえると、少年の健全な発育をさまたげているものは、不良な社会環境である。少年の非行化を阻止するためには、社会環境を整備浄化する必要がある。

第2の理由としては、非行少年の家庭が少年の教護に無関心であるか、無関心でないまでも、どのよう

にして少年を補導育成するかに無知である場合が少なくないことである。

とくに、農村から都市に就職した少年については、これらの要因がからみ合って新しい環境に順応しえないで非行に陥る場合がある。

これらの事情にかんがみ、少年の徳性発達を害する不良文化財、ことにいかがわしい書画や映画などを排除するとともに、家庭の両親や保護者はいうまでもなく、社会一般も少年の補導育成にいっそうの熱意をもつべきである。

しかし、少年の補導育成には、心理学的、社会学的、医学的知識を必要とする場合が多く、両親の手におえないケースも少なくないから、児童相談所を増設して、問題児をもつ両親の相談と指導に当たらせ、また高度の技術と訓練を受けた福祉職員を増員して、指導的パトロールに当たらせる制度など有効適切な指導網を確立すべきである。

また少年を善導する措置として、児童館その他児童の健全育成施設の増設、母親クラブ、子供クラブなどの地域活動を強力に推進する必要がある。

なお、少年の非行問題は警察庁、法務省、厚生省、家庭裁判所等各方面に関連するものであり、これらの機関が、緊密かつ有機的連携の下に強力な対策を推進するの でなければ十分な効果をあげえないから、政府は総合的対策を立て、一貫した実施を行なうべきである。

(ウ) 被保護世帯、身体障害者世帯、母子世帯などの世帯における児童対策の充実

これらの世帯では、栄養事情も悪く、子女の義務教育さえ困難な場合が多い。

被保護世帯は、いまなお60万世帯、160万人の多きを数え、そのうちには80万人もの児童がいる。

これら児童こそ世帯更生の真のにな手であることにかんがみ、保護基準の引き上げ、その他生活保護制度の拡充強化などによって、かれらの健康度を高め、知的、精神的水準の向上に努めることが必要である。

3 国民の遺伝素質の向上

わが国人口の遺伝素質の向上を図るためには、長期計画として劣悪素質が子孫に伝わるのを排除し、優秀素質が民族中に繁栄する方途を講じなければならない。これがため、善意をもって、思慮深く、結婚、産児をめぐる遺伝上の問題につき、当事者の相談支援に当たるべき特別の専門的指導者を養成して、全国ネットワークに配置すべきである。さらに、優秀素質者に対しては、育英制度等を適正に活用し、その素質発揚の機会を与え育成支援に努めることが必要である。

4 精神障害者と身体障害者に対する支援育成対策

精神障害者や身体障害者に対する支援育成対策は、人間能力開発の観点から大きな意義をもっている。

これらの精神的、身体的障害者のなかには、適切な治療と指導と訓練によって、通常人とはほぼ同程度の作業能力をもち、近代的な産業労働者として社会復帰しうる者も少なくない。

ところが、これらの者に対する発見と相談支援等の諸対策は、従来、いずれもはなはだ不十分であって、かれらの社会復帰を妨げていたと考えられるので、今後、この支援育成対策を促進するため専門技術者の養成をはじめ、徹底的に諸施設を整備強化すべきである。

5 生活環境と労働環境の整備

生活環境と労働環境の整備は、人間能力開発と人口資質向上の基本的条件である。ところが、従来、直接生産力を増強する生産資本の投下に重点がおかれ、生活環境や労働環境の改善に対する配慮は著しく立ちおくれの傾向があった。

今後、中高年齢層の労働人口がその経験熟練を技術革新のため評価されない事態が生じてくるのであろうが、これら中高年齢労働人口を国民経済に能率的に吸収させる諸般の措置は、今から始められなければならない。

また、農村から都市へ就職した青少年は、将来の基幹労働力として重要な意義をもつものであるから、特に生活環境と労働環境の整備に努め、その順応を支援する適切な措置がとられる必要がある。

これらを放置すれば、国民生活上大きな問題となるばかりでなく、人間能力の十分な活用を妨げ、ひいては経済発展のあい路とさえなってくる。

生活環境や労働環境の改善は、人間能力開発と人口資質向上にきわめて密接な関係をもつものであるから、生産資本の投下に偏することなく、社会資本の投下を積極的に行なう必要がある。

6 児童手当の創設その他社会保障制度の充実

社会保障制度の整備拡充は、人間能力の浪費を排除し、労働力の維持向上にきわめて有効であるとともに、不安なき生活を保障するものであって、適正強力で推進する必要がある。

わが国の社会保障制度は、体系的にはかなり整備されているが、西欧諸国にくらべるとなお給付水準は低く、ことに家族制度の近代化にかんがみ、老後の生活は十分に保障されているとはいいがたいのであって、この点に特別の配慮が必要である。

児童手当制度は、いまだ設けられていないが、児童手当は、幼少人口の資質向上の観点からも、労働力の流動性を高める見地からも、きわめて有意義であって、この際その創設について真剣に検討する必要がある。

7 保健福祉の計画的推進

経済開発は、社会開発と均衡した形で推進されてこそ初めて有終の成果をあげることができるのである。現在、人口の地方分散、所得の地域格差是正等の見地から国土総合開発法その他各種の法律に基づいて、地域開発計画が大きく取り上げられているが、もし地域開発が経済開発に重点がおかれ、開発の主体である人間を対象とした社会開発を軽視することがありとすれば、保健福祉の向上を阻害するおそれが少ない。保健福祉の向上が阻害されるならば、経済開発の成果も達成されえないことになる。保健福祉を保障されない労働人口は、経済開発の責務を十分に果たしえないからである。

経済開発と社会開発との均衡を保つために、保健福祉計画法ともいべき法律の制度を考慮すべきである。

8 調査研究機関の拡充

わが国の経済発展の将来を長い目でみると、世界の人口問題、ことにアジア諸国の人口問題の解決に依存するところ少なしとしない。アジア諸国は、わが国に人口問題に関する調査研究の連絡協力を強く要請している。欧米先進国は人間能力開発や人口資質向上にあらゆる努力を傾けているが、これらは、わが国における人間能力開発とその基盤としての人口資質向上施策に有用な参考となるにもかかわらず、わが国における調査研究機関はいまだにはなはだしく不備であるから、人口問題研究所をはじめその他の関連調査研究機関の拡充強化を図り、国際協力をも推進する必要がある。

(上田調査部長)